

(平成26年1月24日開催 自治体向け子ども・子育て支援新制度説明会配布資料より抜粋)

# 地域型保育事業について

# 1. 地域型保育事業の概要

- 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることにしている。

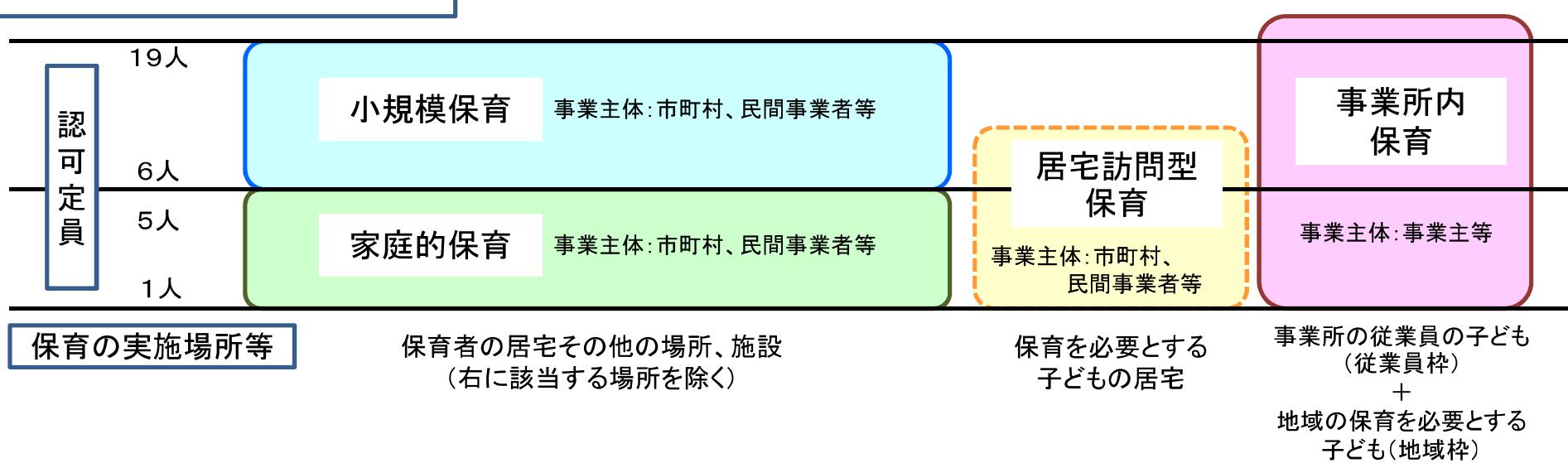
◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)

◇家庭的保育(利用定員5人以下)

◇居宅訪問型保育

◇事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)

## 地域型保育事業の位置付け



## 2. 地域型保育事業の検討に当たって

### (1) 地域型保育事業のコンセプト

➡ 地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる、質が確保された保育を提供し、子どもの成長を支援する。

- 大都市部の待機児童対策、児童人口減少地域の保育基盤維持など地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応
- 多様な主体が、多様なスペースを活用して質の高い保育を提供
- 保育所分園やグループ型小規模保育、へき地保育所、地方単独事業など様々な事業形態からの移行

### (2) 地域型保育事業の位置付け(性格)について

- 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業(以下「地域型保育事業」という。)は、児童福祉法において児童福祉施設(7条)として位置付けられている認可保育所とは法令上の位置付けが異なり、様々な場所で展開される事業として位置付けられている。
- そのため、多様な場所、規模・提供形態を前提とする事業として、質の確保方策を検討し、その上で、保育所(児童福祉施設)に準じた規制が必要な場面においては、適宜、対応する必要がある。

＜各事業の特徴＞

	家庭的保育事業	小規模保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
形態	・家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施	・比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施	・企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施	・住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施
規模	・少人数(現行は家庭的保育者1人につき、子ども3人) ※家庭的保育補助者がいる場合は子ども5人まで	・6～19人まで	・様々(数人～数十人程度)	・1対1が基本
場所	・家庭的保育者の居宅その他様々なスペース	・多様なスペース	・事業所その他様々なスペース	・利用する保護者・子どもの居宅

### (3) 小規模保育事業の事業構成について

- 小規模保育事業の事業構成としては、例えば以下のように、いくつかのパターンが考えられる。
  - パターン1：統一的な認可基準を設け、この1つの類型に収斂していく
  - パターン2：複数の認可基準を設け、保育所分園に近い類型、家庭的保育に近い類型の2つの類型とする
  - パターン3：複数の認可基準を設け、保育所分園に近い類型、家庭的保育に近い類型、それの中間的な類型の3つの類型とする
- この場合、各パターンにおけるメリット・デメリットを整理すると以下の通り。

	パターン1	パターン2	パターン3
メリット	<ul style="list-style-type: none"><li>・シンプルな事業構成とすることが可能</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・きめ細かい事業構成をとることが可能</li><li>・現行制度からの移行が比較的スムーズ</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・よりきめ細かい事業構成をとることが可能</li><li>・現行制度からの移行がスムーズ</li></ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"><li>・由来が全く異なる事業を1つの基準にまとめることが可能か</li><li>・事業の特性である柔軟性が失われ、硬直的な事業とならないか（事業展開がしにくくなるないか）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業構成が複雑化しないか</li><li>・地方単独事業も含め、多様な事業からの移行が想定されるが、2類型で吸収しきりることが可能か</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・複雑な事業構成とならないか</li></ul>

- 多様な事業からの移行が想定される中で、各案のメリット・デメリットに鑑みると、パターン3を基本に、保育所分園に近い類型（A型）、家庭的保育（グループ型小規模保育）に近い類型（C型）、その中間的な類型（B型）の3類型を念頭に検討を行うこととする。

※小規模保育事業への移行が想定される事業：保育所分園、グループ型小規模保育、へき地保育所、地方単独事業など

### 3. 地域型保育事業の認可基準について

#### (1) 概要

- 地域型保育事業では、保育需要の増大に機動的に対応できるよう、客観的な認可基準に適合することを求め、
  - ①社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める
  - ②その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、市町村が認可するものとすることとしている(保育所に関する認可制度と同様)。
- 地域型保育事業の認可基準は、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例として策定する必要がある。
- 国が定める基準については、
  - ア 「職員の資格、員数」、「乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの」については、「従うべき基準」とする。
  - イ それ以外の事項については、「参酌すべき基準」とする。  
特に、「保育室及びその面積(面積基準)」については、地域の実情に応じて、公的スペース等の活用を図るため、保育所等とは異なり「参酌すべき基準」としている。
- 地域型保育事業については、現行の類似の事業や地域の実情を踏まえつつ、それぞれの特性に応じた基準を新たに設定することが必要であり、地域型保育事業の実態調査等を踏まえ、検討を進める。
  - ※基準の設定に当たっては、特に、既存施設・事業等からの移行に当たって、経過措置の検討を併せて行うことが必要。
  - ※国が定める基準については、施行5年後を目途に行う制度見直しの際、経過措置の取扱い等を含めて見直しを検討。

## 4. 認可基準の具体的な各項目について

### (1)職員数・資格要件

<現状>

	保育所	家庭的保育	事業所内保育 (雇用保険事業の対象施設※1, 2)	認可外保育施設
保育従事者	<b>保育士</b> ※0～2歳児4名以上受け入れる場合、 保健師又は看護師を1人に限って保 育士としてカウント可	<b>家庭的保育者</b> <b>(+家庭的保育補助者)</b> ※市町村長が行う研修を修了した保 育士、保育士と同等以上の知識及 び経験を有すると市町村長が認め る者	保育所と同様 (※除く)	3分の1以上が保育士又は看 護師
職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1	乳幼児(全年齢) 3:1 家庭的保育補助者を置く場 合 5:2	保育所と同様	保育所と同様
備考	保育所分園も同様	グループ型小規模保育事業 も同様		

※1 事業所内保育については、原則として認可外保育施設の指導監督基準適用を受けるが、雇用保険事業に基づく助成対象施設については、ガイドラインによる上乗せを行っている。

※2 病院内保育施設、介護施設内保育施設は、児童福祉施設の設備及び運営基準を尊重するよう求めている。

## <主な検討事項及び対応方針>

### 【1. 家庭的保育事業】

#### [1-1:家庭的保育者に対して求める研修について]

- ◆ 家庭的保育者に対して求める研修について、保育者の質を確保しつつ、必要数の増大に対応する観点から、一定の実務経験を有する者や他の資格を有する者の取扱いなど、当該研修内容や研修実施体制(現行は市町村が実施)について、どう考えていくか。

[現行]

	基礎研修	認定研修	
受講者	すべての家庭的保育者	保育士以外の者(基礎研修に加えて受講)	
		看護師、幼稚園教諭、家庭的保育経験者(1年以上)	家庭的保育経験のない者、家庭的保育経験者(1年未満)
内容	講義等21時間+実習2日間以上	講義等(40時間)+保育実習(I)(48時間)の計88時間	講義等(40時間)+保育実習(I)48時間+保育実習(II)20日間

※研修内容の詳細は参考資料1参照(P67~)

#### 【対応方針】

- 家庭的保育者に対しては、現行制度と同様に、保育士、准保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者として、それぞれ必要な研修の修了を求める基本とする。
- 家庭的保育補助者についても、現行制度と同様に、必要な研修を修了した者であることを基本とする。  
(市町村認可事業であることから、家庭的保育者・家庭的保育補助者として認めるのは市町村が行う)
- また、家庭的保育者に対して修了を求める研修については、現行の家庭的保育者に対する基礎研修及び認定研修で対応することを基本とする。家庭的保育補助者についても、現行の基礎研修の修了を基本とする。
- その上で、新制度における研修については、現行の研修の内容も踏まえた上で、
  - ・現行の家庭的保育者に対する研修については、市町村単位で行われていることが多いものの、新制度における事業規模等に応じて、より広範囲な研修実施体制の充実が求められること
  - ・研修対象者の数は現在よりも多くなることが想定されること
  - ・更なる専門性の向上を図っていくほか、本事業における業務内容を踏まえた内容とすることが求められること等を勘案し、これまで市町村が果たしてきた役割も踏まえつつ、都道府県や保育士養成施設の果たす役割を含めて見直していくこととする。その際、従来の家庭的保育者等が引き続き保育に従事できるよう、必要に応じて、一定の経過措置を検討する。

## [1-2:家庭的保育補助者の配置について]

- ◆ 現行は、3人を超えて(5人まで)子どもを保育する場合、家庭的保育補助者が必置となるが、3人の場合であっても、食事時間帯の対応など、補助者の配置が望ましい場面があることをどう考えていくか。

### 【対応方針】

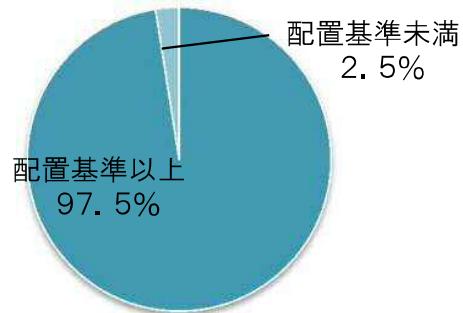
➢家庭的保育補助者については、

- ・給食調理を含めた食事時間帯への対応など、マンパワーが求められる場面が想定されること
- ・異年齢の子どもに対して同時に保育の提供を求めることがあり得ること

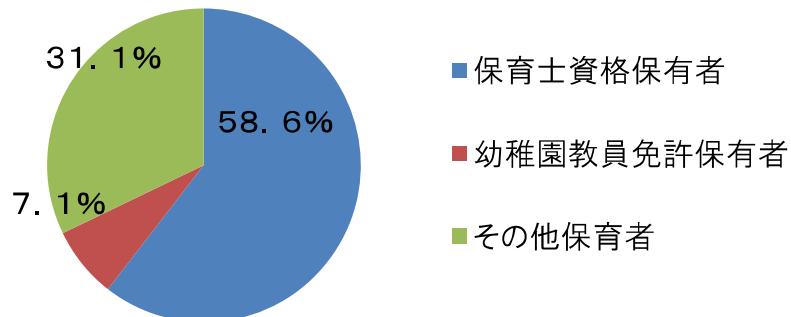
等を踏まえ、保育を受ける子どもが3人以下の場合であっても家庭的保育補助者の配置に配慮し、調理員との関係も含めて公定価格の議論の中で検討することとする。

### 【参考・家庭的保育事業の保育従事者配置状況等】

[保育従事者数の定足状況]



[家庭的保育者の資格保有状況]



※入所児童数に対する配置基準(3:1、補助者を置く場合5:2)の適合状況

## 【2. 小規模保育事業】

### [2-1: 小規模保育事業の配置基準(特にA型、B型の1・2歳児の配置基準)について]

- ◆ 小規模保育事業A型、B型の1・2歳児の配置基準について、どう考えていくか。保育所並み(6:1)を基本としつつ、3:1又は保育士・保育補助者等の付加する構成についても検討するか。
- ◆ 小規模保育事業C型の配置基準については、現行のグループ型小規模保育事業からの移行を踏まえ、同様の配置基準(家庭的保育事業と同じく0～2歳児 3:1 補助者を置く場合は5:2)とする方向で良いか。

### 【対応方針】

➢ A型、B型の1・2歳児については、現行の保育所、へき地保育所、地方単独事業等からの円滑な移行も念頭に、認可基準上、保育所と同様の配置基準(6:1)とした上で、小規模事業の特性を踏まえ、認可基準上、保育に従事する職員を1人追加配置することを求めることする。

※そのため、事業規模にかかわらず、最低2名の保育従事者数が確保される。

※小規模保育の管理者の取扱い、事務体制のあり方、保育所分園制度との関係等については、公定価格の体系に関する議論の中で検討。

➢ C型については、現行のグループ型小規模保育事業と同様の配置基準(0～2歳児3:1 補助者を置く場合5:2)を求めることする。

## [2-2:B型の保育士割合について]

- ◆ 小規模保育事業B型の保育士割合について、保育集団としては小ロットになることを念頭に、A型とC型の中間タイプであることから、基本的に2分の1以上を保育士とするすることを求めるか。
- ◆ 更に、保育士比率が上昇した場合について、公定価格上の段階的な対応を検討していく必要があるか。

### 【対応方針】

- C型、地方単独事業、へき地保育所等からの移行を念頭に、B型の保育士割合については、認可基準上1／2以上とすることを求める。  
※B型は「保育所と同じ比率の職員配置数+1名」の1／2以上について保育士であることを求めることとなる。
- その上で、保育士比率が上昇した場合(例:3／4となった場合)、公定価格上、段階的に対応していくこととして、保育士比率の上昇を促していく仕組みを検討する。
- 離島、へき地における事業であって、3歳以上児を常時受け入れることが想定される場合においては、幼稚園教諭又は小学校教諭で市町村が必要と認める研修を受けた者を、A型・B型における保健師又は看護師と同様の特例(1人まで保育士としてカウント可)に含める。

## [2-3:B型の保育従事者(保育士以外※)、C型の保育従事者について]

- ◆ C型からの移行も念頭に、家庭的保育と類似の研修を求めることがあるか。その場合、小規模保育事業の性質を踏まえた研修内容・要件・実施体制をどうするか。
- ◆ 特に安定した保育従事者の確保の観点から実施体制の充実が必要か。
- ◆ C型に関しては、現行のグループ型小規模保育事業からの移行を踏まえ、同様に、研修を求める方向で良いか。

※保育士については研修を求めない。

### 【対応方針】

➢B型の保育従事者、C型の保育者(補助者を含む)に対しては、保育の質の確保の観点から、一定の研修を求めることがある。

※制度施行までの間は、B型の保育従事者及びC型の補助者については現行の家庭的保育者、補助者に対する基礎研修、C型の保育者については、現行の家庭的保育者に対する認定研修で対応することとする。

➢新制度における研修については、現行の家庭的保育者・補助者に対する研修の内容も踏まえた上で、

- ・小規模保育については、家庭的保育と比較して、より集団的な保育となること、
  - ・研修対象となる保育従事者の数は現在よりも多くなることが想定されること
  - ・現行の家庭的保育者に対する研修については、市町村単位で行われているものの、事業規模等に応じて、より広範囲な研修実施体制の充実が求められること、
- 等を勘案し、見直していくこととする。

### 【3. 事業所内保育事業】

#### [事業所内保育事業の保育従事者及び職員数について]

- ◆ 事業所内保育事業の保育従事者及び職員数については、現状の雇用保険事業による助成対象施設の基準を踏まえ、どう考えていくか。
- ◆ 事業所内保育事業については、雇用保険事業による助成対象に当たっては、利用定員の下限が6人と設定されているものの、それ以外に、特段、利用定員に係る規制は設けられていないが、利用定員が19人以下の比較的小規模な施設については、小規模保育事業(A型・B型)を踏まえ、どういった取扱いとするか。

#### 【対応方針】

➢新制度における事業所内保育事業については、特段、利用定員の上限・下限が法定されていない。ただし、現行の事業所内保育施設の1施設当たりの平均の入所児童数は19.0人(実態調査)となっているほか、雇用保険事業の助成対象に関わらず、事業所内保育施設全体でみると、1施設当たりの平均入所児童数は14.8名となっている(平成23年度認可外保育施設の現況取りまとめより)ことから、一般的な事業規模としては、小規模保育事業と同程度になることが想定される。

➢これを踏まえ、利用定員が19名以下の場合、同じく0～2歳児を対象として少人数の保育を行う事業であり、既存事業等からの移行を見込んでいる小規模保育事業(A型・B型)との整合性を図っていくことを基本とする。

※特に、認可保育所への移行を希望する事業所内保育施設のうち、4割近くの施設から、移行困難な理由として「最低定員(原則60人以上、条件付きで20人以上)を満たすことができない」があげられており、今般、小規模保育事業が認可事業として制度化されることに伴い、整合性があることが望ましいのではないか。(平成21年地域児童福祉事業等調査より)

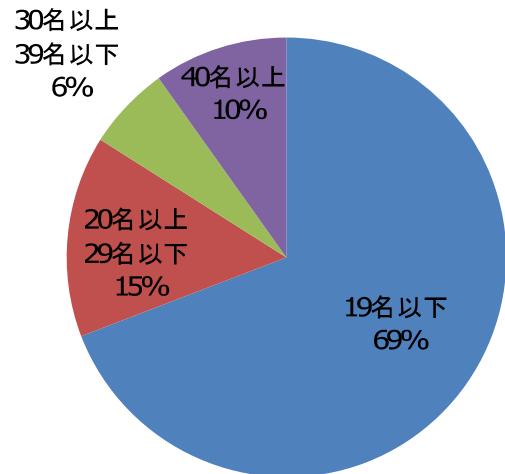
※5人以下のものについても、同じ基準で対応する。

➢また、利用定員が20名以上の場合は、

- ・認可保育所と同様の事業規模になること
- ・現行の雇用保険事業による助成対象施設は認可保育所の職員配置基準を満たすことが求められていることを勘案し、認可保育所と整合性を図っていくことを基本とする。

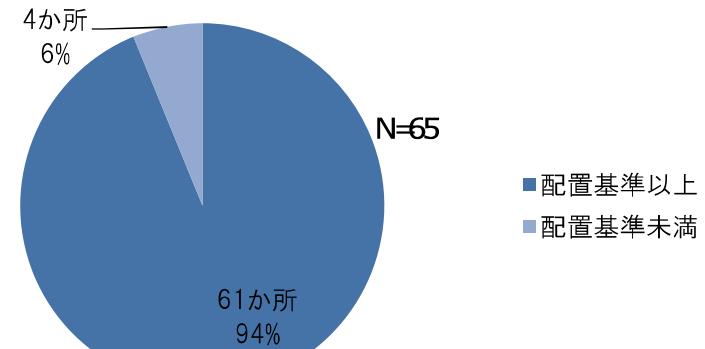
【参考・事業所内保育事業の保育従事者配置状況等】

[事業所内保育施設の入所児童数の状況]



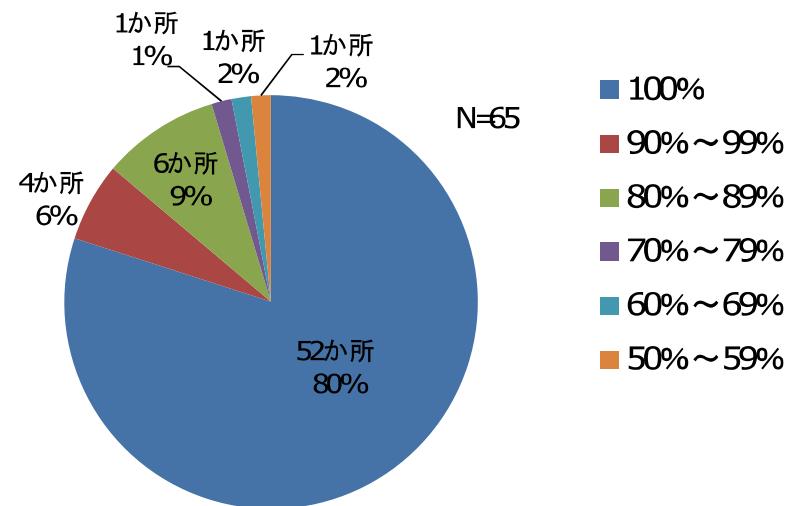
1施設当たりの平均  
入所児童数: 19.0名

[保育従事者数の定足状況]

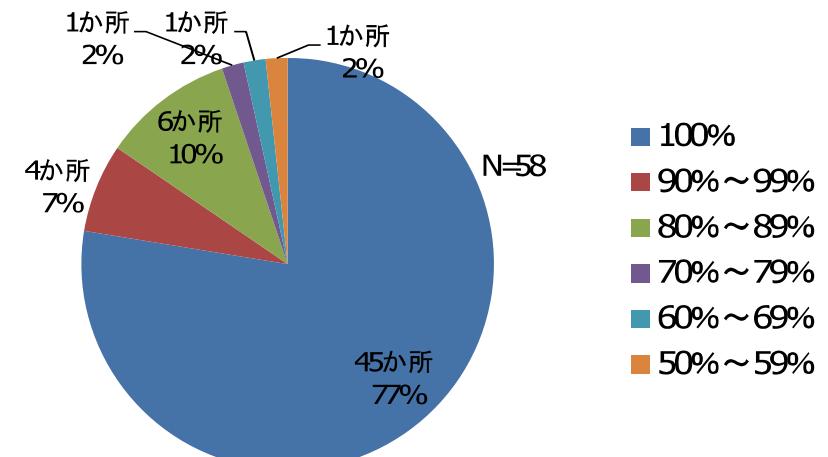


→うち、保育従事者数が、小規模保育事業(A型・B型)の配置基準(保育所配置基準+1名)を超えている施設  
58ヶ所／61ヶ所(95.1%)

[保育従事者に占める保育士・看護師の構成割合別施設数]



[上記の保育従事者数が配置基準+1名を超えている施設における  
保育従事者に占める保育士・看護師の構成割合別施設数]



## 【4. 居宅訪問型保育事業】

### [4-1: 保育従事者について]

- ◆ 現行、居宅訪問型保育事業については、保育従事者の資格要件※に関する基準がないが、職員の質の確保の観点から、どう考えていか。(職員数については、1:1が基本)
- ◆ 家庭的保育のように、保育士に加えて、研修の修了により、保育士資格を保有しない者も従事することを可能とする仕組みをベースとするか、又は保育士であることを一律に求めることとするか。さらに、研修要件について、どういった内容とすべきか。

※(公益社団法人)全国保育サービス協会等が実施している認定研修はあり※研修内容の詳細は参考資料2参照(P74~)

### 【対応方針】

- >居宅訪問型保育事業に従事する保育者としては、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者として、それぞれ必要な研修の修了を求めることが基本とする。
- >また、居宅訪問型保育事業の保育従事者に対して修了を求める研修については、現行の全国保育サービス協会が実施している認定研修の内容等も踏まえ、事業の位置付け((6)③参照)等によって求められる専門性を習得するのに必要な内容について、検討していくことを基本とする。
- >なお、研修の体制については、家庭的保育事業等と同様に、都道府県、市町村、団体、養成施設等の果たす役割について検討していくこととする。

## <対応方針概要>

	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業	居宅訪問型 保育事業
		A型	B型	C型		
職員数	0～2歳児 3:1 家庭的保育補助者を置く場合 5:2	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 +1名	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 +1名	0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)	定員20名以上 保育所と同様  定員19名以下 小規模保育(A型、B型)と同様)	0～2歳児 1:1
保育従事者	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) *市町村長が行う研修※1を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	保育士※2	保育士※21／2以上 (保育士以外には必要な研修※1を実施)	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)	定員20名以上 保育所と同様  定員19名以下 小規模保育(A型、B型)と同様	必要な研修※1を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者

※1: 研修内容、実施体制については、現行の家庭的保育事業における研修等を踏まえ、今後、それぞれ検討

※2: 0～2歳児4名以上受け入れる場合、保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可